広島高速道路公社発注工事への単品スライド条項の運用について

最近の急激な物価変動に対応するため、国土交通省及び農林水産省が単品スライド条項 の運用基準を平成20年6月13日付で定め、地方公共団体における的確な運用について 通知したのを踏まえ、広島高速道路公社においても6月25日付で単品スライド条項を適 用しました。

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、建設工事請負契約約款第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2 今回の運用基準について

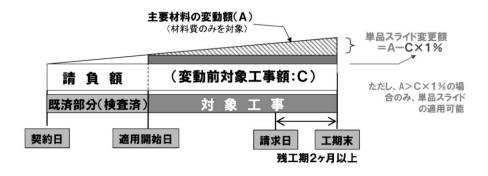
(1) 条項適用の対象とする資材 鋼材類と燃料油の2資材(H形鋼、異形棒鋼、軽油など)

(2) 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担します。ただし、請負代金の部分払をした工事にあっては、出来高部分に相応する請負代金額を控除した額とします。

なお、平成20年6月25日以降に既済検査を実施する場合、スライド条項の対象と したい場合は、既済部分検査請求書にその旨を記載してください。

3 算定方法



※材料費の変動に連動して、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の変更は行わない

4 スライドの対象となる工事

次の条件をすべて満たす工事です。

- ① 各品目ごとに対象材料の実際の搬入月、購入月における実勢単価を用いて、部分引渡 し部分、出来高払い部分を除いた当該工事の請負代金額を再積算した場合に、再積算 前の金額より1%以上変動している工事
- ② 残工期が2ヶ月以上ある工事
- 注)請負者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金、燃料油の購入代金の方が実勢単価で 算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算します。
- 注)工期満了前であって、工期末が平成20年9月30日以前である工事については、請 負代金額の変更の請求は平成20年7月30日までできます。

5 事務手続き

請負者より、建設工事請負契約約款第25条第5項に基づき、工期末の2ヶ月前までに請 負代金額の変更について協議があることが必要です。その際、請負者は、<u>実際に購入した材</u> 料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期のすべてを証明する書類を提出してくだ さい。

単品スライドを含む請負代金額の変更は、精算設計書にて行います。

なお、<u>部分引渡しを行う指定部分を単品スライド条項の対象とする場合は、請負者より指</u> 定部分の工期の2ヶ月前までに協議があることが必要です。

6 請負者が証明する書類が整わない場合

請負者が発注者の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため価格等が確認できない場合は、原則、単品スライド条項の対象外とします。